

いしがき



2001

広報いしがき

No.353

2 月号

平成13年2月20日発行

苧麻（ブー）を績む
豊川フミさん(字石垣)
(関連記事 5 ページ)

いきいきと安心して暮らす

健康・長寿・福祉のまちづくり

石垣市 総合保健・医療・福祉センター (仮称)



石垣市では、すべての市民が生き生きと安心して暮らせる「健康都市いしがき」の実現に向け、市民の健康の保持・増進に取り組んでいます。人口の高齢化や健康意識の高

まりの中で、市民の期待と要望は多様化し、適切なサービスを受けることのできる体制づくりが求められます。

建設工事が スタート

そのような中で、市民の健康を守る総合サービス拠点として「総合保健・医療・福祉センター(仮称)」が本格的に着工しました。

同センターを設置することにより、市民の健康増進・医療・福祉のまちづくりの一層の推進を図るための基盤整備の環として、市民が身近で利用頻度の高い保健・医療・福祉サービスが受けられる総



工事の安全を祈願した地鎮祭

合的活動拠点施設となります。

運動公園に隣接

同センターの起工式は、一月三十一日に建設地(石垣市総合運動公園に隣接するシードー線に面した一万六千八百七十二平方メートル)で市役所や工事を請け負う施工業者などの関係者の皆様が出席して行われました。

大濱長照市長や設計、施工業者が地鎮の儀を行い、工事の安全を祈願しました。

二つの起債で 国が財政支援

同センターの事業費はおよそ25億9百万円で、2つの起

債(借入金、「地域総合整備事業債」と「臨時経済対策債」)を活用します。

これらの起債は、石垣市の自主・主体的な単独事業を国が支援するもので、借り入れたお金は翌年度から返済(償還)することになります。国は地方財政の支援措置として、地方交付税(地方交付税基準財政需要額)に算入する仕組みをとり、「地域総合整備事業債」の場合は償還額の55%程度を、また「臨時経済対策債」の場合は45%程度が国から地方交付税として算入・交付される仕組みとなっています。

三力年の継続事業

同事業は、平成11年度から平成13年度までの3力年継続事業です。平成11年度に用地の確保と設定委託。平成12年度に用地造成工事、建物及び設備等工事。平成13年度に建物及び設備工事並びに外構工事を経て平成13年12月の完成を予定しています。

貴重な自然環境を 市民の手で守ろう

石垣島

赤土問題を考える市民集会

私たちの先人から受け継いだ貴重な自然環境を大切にすることは、今を生きる私たちの責務です。

石垣島周辺海域における赤土流出問題は、各種実態調査で明らかによろしく、危機的状況であり、赤土被害の拡大を防止し、流出した赤土を回復し、人類の貴重な資源である美しい八重山の海を守り組みを市民の知恵と協力で進めましょう。

赤土問題について二月二十八日(水)午後六時から石垣市民会館中ホールにおいて「石垣島赤土問題を考える市民集会」を開催します。多くの市民の皆様が参加していただきませうようお願いいたします。

日時 **2月28日(水)**
午後6時～8時
場所 **石垣市民会館中ホール**

主催 石垣島赤土流出防止協議会
問い合わせ 石垣市観光協会 ☎2-2809



石垣市 総合保健・医療・福祉センター(仮称) 施設の概要

【建設場所】 石垣市字登野城1357番地1 (外7筆)
【敷地面積】 16,872m²
【建物構造】 鉄筋コンクリート造2階建

施設の効果と機能

- ①健康相談・健康教育事業の充実強化。
- ②健康診断・予防接種事業の充実強化。
- ③栄養・食生活改善事業の充実強化。
- ④機能回復訓練事業の充実強化。
- ⑤老人福祉事業の充実強化。
- ⑥身体障害者福祉事業の充実強化。
- ⑦保健医療情報管理事業の充実強化

施設内の主な設備

- 健康相談・保健指導室
- 母子相談室
- 栄養指導・調理実習室
- 研修室、検査室
- 運動指導・トレーニング室
- ボランティア室
- 機能回復訓練室
- 多目的ホール

人口と世帯数

総人口 44,834(+30)
男 22,502(+22)
女 22,332(+8)
世帯数 17,422(+23)

(平成12年12月末日現在)

今月の主な内容

総合保健・医療・福祉センター起工式 …… 2
赤土問題を考える市民集会 …… 3
平真小マーチングチームを讃える …… 4
生年祝い …… 4
サラリーマンの確定申告 …… 5
消費税の確定申告 …… 5
緊急通報システム …… 6
固定資産税課税台帳の縦覧 …… 6
予防接種の受け方 …… 6

春の火災予防運動 …… 7
登記済証と保証書 …… 7
国保手帳の更新日程 …… 7
下水道施設の設置について …… 8
黒潮塾生徒募集 …… 8
制服警察官の識別証着用 …… 8

別冊

第3次石垣市総合計画基本構想

豊かな自然環境を次の世代に

赤土流出対策を市民の力で進めよう

石垣市では、私たちの先人から受け継いだ貴重な自然環境や歴史的財産を守り、次世代の人々が安心して暮らすための取組を進めています。

近年では、国立公園の指定や名蔵アンバル湿地帯のラムサール条約登録に向けて取り組むほか、昨年度設置された「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」の整備を積極的に支援してまいりました。

また、県内唯一の国指定名勝であります「川平湾及び於茂登岳」の自然景観を保全する計画策定に取り組んでいるところです。

石垣市では、本土復帰後、沖縄振興開発計画に基づき、ダムや土地改良など農業基盤整備を進めてまいりました。そのため、干ばつ知らずの農業の実現などめざましい振興が図られてまいりました。

一方で、整備後の農地から、降雨時に大量の赤土

が発生する現状にあります。沖縄県や石垣市においては、カバーリングやオオギバショウの植栽など赤土流出防止に努めておりますが、なお大量に流出している現状にあります。

特に、宮良川、轟川を主な流域とする白保海域は世界的に貴重なサンゴ群落が生息している地域で、環境庁が海中公園として整備を計画している地域でもあります。

現状を放置する場合、周辺海域のサンゴ群落への被害は免れない状況にあり、自然環境保全の観点から懸念される事態となっております。

そのため、赤土流出防止対策を市民の共通認識として対策を図るべく市民運動を盛り上げる取り組みを進めてまいります。



連続日本一の栄冠を讃える 平真小マーチングバンドレインボー

昨年、マーチングバンドバトントワリング全国大会において日本一に輝いた平真小学校が連続日本一の栄冠を獲得しました。

その栄誉を讃え、日本一をアピールするためのパレードが一月三十一日に開催され、大勢の市民や学校関係者が見守る中で鮮やかな演技を披露し、駆けつけた市民に日本一をアピールしました。

市役所までの道のりをメンバー七十三人と学校関係者が横断幕を掲げてパレードを行いました。パレード終了後、市役所駐車場において市民が見守るなか、「コンドルは飛んでゆく・夢を乗せて」のテーマ曲に乗せ、キビキビとしたマーチング演奏と演技を披露しました。大演市長は「平真小学校レインボーの皆さんは石垣市の誇り」と日本一の栄冠をたたえました。

長寿をあやがり

百歳の生年者が十四人に

石垣市では一月二十四日（旧暦の一月一日）に百歳と八十五歳の生年を迎えられた方々へ頌状と記念品を贈呈し、多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝いました。

社会的な健康の条件があげられているほか、厚い敬老精神や祖先崇拜なども大切な条件となっています。

沖縄は日本一の長寿県であり、その中でも八重山郡島は長寿者が多い地域として知られています。私たちの祖父母が長寿であるのは、気候風土、食事、家族、生活など身体的、精神的、

島の人々は昔から、先祖代々にわたってサツマイモや海産物から身体によい栄養分を自然の中で摂ってきました。また、年間を通して屋外での活動や農作業が可能であり、体力を保持するためには最も良い気候条件なのです。

織物文化が日本に伝わったのは、中国大陸や朝鮮半島からで、絹や苧麻（ちよま）の織物は縄文晩期や弥生時代から始まっていたことが遺跡などの調査から明らかになって

ブー(苧麻)績み

この作業は「ブー(苧麻)を績む」といい、細やかな指の動きと時間を要する仕事です。現在、石垣市内では八十年代過ぎの方々が苧麻から糸を績む作業を行っています。熟練と忍耐が必要な作業であるため後継者不足が懸念されており

ています。私たちの祖先が「八重山上布」を盛んに作り始めたのは、薩摩が琉球支配を始め、人頭税が行われた十七世紀初期といわれています。その過重な「貢納布制度」による苦しみの中から、長い年月をかけて精巧で美しい織物がつくられ、今日へと継承されています。

伝統を支える

ブー(苧麻)績みを長い間続けてきた豊川フミさんは、幼い頃から母親の手伝いしながら見様見まねでその技を身につけてきました。その後、上布の原材料となる苧麻糸を績む職人が少なくなってきたため六十歳頃から本格

的に取り組みました。苧麻糸は染料の染め具合や機(はた)織り作業、製品の賞品価値を大きく左右します。そのため、いかに上質の苧麻糸を手績むかが大きな課題であり、フミさんが績んだ苧麻糸は織手たちからも高く評価されています。フミさんはこれまで、市織物事業協同組合が主催する講習会において技術指導を行っているほか、県が主催するイベントなどで苧麻糸の手績み実演などを行っています。また、市織物事業協同組合が製作する八重山上布の苧麻糸を提供し、「八重山上布」の製作を支えてきました。

いつまでも続けるように

八重山上布と並ぶ伝統的な織物である「ミンサー織り」の織目模様は「四」と「五」の模様が交互に続き、「いつ(五つ)の世(四つ)までも末永く」という素朴な意味がこめられており

消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しく期限内に

平成12年分の消費税と地方消費税の確定申告は4月2日が申告納付の期限です。申告書は自分で書いて早めに提出して下さい。

消費税の課税事業者(注)に該当する個人事業者は、平成13年4月2日(月)までに平成12年度分の「消費税及び地方消費税確定申告書」を作成して石垣税務署に提出し、その消費税額及び地方消費税額を納付してください。

なお、同申告書には簡易課税用と一般用の2種類があります。

①平成10年中の課税売上高が2億円以下の課税事業所で平成11年中までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、「消費税及び地方消費税確定申告書(簡易課税用)」を提出してください。

② ①以外の方

簡易課税制度を選択していない課税事業者又は簡易課税制度を選択していても平成8年中の課税売上高が2億円を超える個人事業者の方は、「消費税及び地方消費税確定申告書(一般用)」を提出してください。

【国税庁】<http://www.nta.go.jp>



つむ 上布の糸を紡ぐ人

ちよまを績む

豊川フミさん

この社会 あなたの税が生きている

平成12年分の所得税の確定申告の申告・納付の期限は3月15日です。申告書はできるだけ自分で書いて早めに提出して下さい。出来上がった申告書は郵送でも受け付けています。

【所得税の確定申告をしなければならない人】

- (1)事業収入、不動産収入など、1年間の所得金額から基礎控除などを差し引いて計算した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を越える場合。
- (2)給与所得で
 - ①給与の年間収入が2千万円を超える人
 - ②給与を2ヵ所以上から受けている人
 - ③給与以外の所得が20万円を超える人

所得税の申告と納税の期限は3月15日(木)です

確定申告の時期には税理士でない人が申告書の作成などを行うことがあります。このような「にせ税理士」は法律に違反し、依頼した方に迷惑がかかることとなりますので注意して下さい。

【国税庁】<http://www.nta.go.jp>

固定資産課税台帳の縦覧について

地方税法第415条第1項の規定により、平成13年度の固定資産課税台帳の縦覧について次の通り関係者にお知らせします。

縦覧できる方は、石垣市内に所在する土地・家屋・償却資産の所有者、又は課税管理人及び代理人です。

所有者及び納税管理人は印鑑を持参して下さい。また代理人は、委任状及び代理人の印鑑を持参して下さい。

【縦覧期間】平成13年3月1日（木）から
平成13年3月21日（水）まで
（但し土、日、祝祭日を除く）

【縦覧時間】午前8時30分から午後5時まで

【縦覧場所・問い合わせ】

石垣市役所総務部税務課 ☎3-1133
☎2-9911（内線156、157）

忘れないで第3号被保険者の届出

会社員や公務員に扶養される配偶者になった場合や、既に第3号被保険者になっている人の配偶者が、例えば公務員から企業の会社員に転職して共済年金から厚生年金へと加入種別が変わった場合など、20歳以上60歳未満の人は手続きが必要です。

これは、住所地の市区町村役場に国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者）届書といわれるものです。

届出をしなければ、第3号被保険者の資格を得たり継続することはできません。

届出をする場合は、配偶者の健康保険被保険者証及び年金手帳等が必要となります。

なお、第3号被保険者の届出が遅れた場合は、原則として第3号被保険者該当期間のうち、直近二年までの期間は遡及して国民年金の保険料納付期間に算入されますが、それ以前の期間は算入されません。

保険料については、配偶者の属する被用者年金制度全体が負担することになるため、第3号被保険者本人が保険料を直接納める必要はありません。

【問い合わせ】石垣市役所国保年金課 ☎2-8126

もしもの場合に備えましょう

石垣市緊急通報システム利用登録

石垣市では一人で暮らしている高齢者の皆様方が、急に体の具合が悪くなったり、事故などで困った場合に備えて「緊急通報装置」を整備しています。

このシステムを利用できるのは、石垣市に住所を持ち、65歳以上の一人暮らしの方、夫婦でお住まいの場合は、慢性的な病気があり、日常生活において常に注意を必要とする方々です。

【募集開始】2月5日から

【申請方法】石垣市役所介護長寿課に用意してある申請書、健康診断書、協力員確保書等に記入して頂きます。

【問い合わせ】石垣市役所介護長寿課 ☎2-7158

都市交通災害共済加入のお知らせ

「都市交通災害共済」は、1人年額500円で加入していただき、万一加入者が交通事故で怪我や死亡した場合、見舞金を支給するため設立した共済組合です。加入資格は、石垣市に住居登録している方及びその被扶養者で修学の為他地域に居住している方ならば、年齢に関わらず誰でも加入できます。見舞金の支給額は、第1等級（最高額100万円）から第7等級1万円まで

【見舞金の支給対象となる事故事例】

①原付バイクで走行中、猫・犬等が飛び出した為逃げようとして転倒し、ケガをした場合。②自転車に乗っていて、転倒しケガをした場合。③自動車を運転中、本人の不注意により電柱にぶつかりケガをした場合。④一般的に考えられる交通事故によるケガ等、支給対象となる事故は広い範囲での交通事故をいいます。

ただし、交通三悪や故意による交通事故等でのケガは、その対象外となります。

【申込期間】3月1日（月）から随時受付開始

【申込場所】石垣市役所市民生活課・各銀行・農協・漁協・地区プロパーで受付しています。

万一の交通事故に備えて、家族揃って加入して下さい。

【問い合わせ】石垣市役所市民生活課 ☎2-1253

予防接種の受け方

保健婦
だより

石垣島も寒さを感じる季節となりました。毎年、この時期に猛威をふるうインフルエンザ、十二月に入って沖縄本島で流行となっている麻疹（はしか）など、小さなお子様をもつお母さん方はかなり不安をお持ちだと思います。今回は、予防接種の件で特に問い合わせの多い「接種間隔」についてお話しします。

【ワクチンの種類】「生ワクチン」は弱毒したウイルスや細菌を生きたまま接種し、一回の接種でほぼ一生継続免疫を獲得できます。「不活化ワクチン」は病原体を殺し、免疫をつくるのに必要な成分を取り出し、毒性をなくしてつくったものです。この場合、病原体は体内で増殖しないので、数回接種し、体に記憶させて免疫をつくります。「トキソイド」は細菌が産生する毒素を取り出してその毒性を無くしたもので基本的には「不活化ワクチン」と同様です。

【予防接種の接種間隔】「生ワクチン」の場合は接種後1か月ぐらいの間はワクチンウイルスが体内で増えて軽い病気の状態になっているので生ワクチン接種後に他のワクチンを接種する場合は1か月以上の間隔をあげる必要があります。また、「不活化ワクチン」の場合は一週間経てばワクチンによる反応がなくなるため、最低一週間以上の間隔をあけます。

【生ワクチン】生ワクチンには、麻疹（はしか）、風疹（三日はしか）、ポリオ、BCG、水痘（みずぼうそう）、おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）があります。これらの予防接種をすれば次の予防接種までに1か月以上（四週間以上）の間隔を開ける必要があります。

【不活化ワクチン】不活化ワクチンには、DPT、DT、ジフテリア、破傷風、日本脳炎、インフルエンザなどがあります。これらの予防接種をすれば次の予防接種までに一週間以上の間隔を開ける必要があります。なお、これらのことは標準的な目安ですから、場合によっては主治医の指示に従って下さい。

健康増進課 保健婦 宮良由美子



春の全国火災予防運動
(3月1～7日)

火をつけたあなたの責任最後まで

平成13年度春季火災予防運動

春季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい気候となる時季となり、火災予防思想を普及することで、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことや、住宅火災による高齢者等の死者を大幅に減少させることを目指しております。実施期間は3月1日(月)から3月7日(日)までです。

【火の用心7つの習慣と対策】

①寝タバコは、絶対やめる。②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用。③ガスこんろ等のそばを離れるときは、火を消す。④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報機を設置⑤寝具や衣類からの火災を防ぐために防災製品を使用⑥火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置⑦お年寄りや身体の不自由な人たちを守るために隣近所の協力体制をつくる。

登記済証と保証書

登記済証とは、例えば売買による所有権移転などの権利の取得の登記を受けた際に登記所から登記権利者(売主)または申請人に交付される書面で、当該登記が完了した、旨の登記所の証明印が押してあるものをいいます。登記の手続きが完了すると、登記官は申請書に添付する原因証明(売買契約書など)の末尾の余白に、「登記済」の文字の入った所定の赤い印版押して、これを登記権利者または、申請人に交付し

ます。

登記済証は、登記権利者または申請人に、登記が完了したことを知らせるとともに、その者が将来、登記義務者(売買における売主など)として登記を申請する際に、登記義務者が本人であること、登記の申請がその者の真意に基づいていることを担保するために必要となる重要な書類です。

(法務省)

新しい国保手帳に切り変えて

現在、使用している被保険者証(国保手帳)は、3月31日で有効期限切れとなります。そのため、下記の日程のとおり被保険者証の更新を行いますので決められた期日に更新していただきますようお願いいたします。

国民健康保険被保険者証更新日程

手続きに必要なもの

- ①現在使用している国保手帳
- ②世帯主の印鑑(認印でもよい)
- ③更新通知ハガキ
- ④学生の国保手帳の場合は在学証明書が必要です。
- ⑤保険税を納めていない方は、保険税を納付して下さい。

月日	曜日	字名	時間	場所
2/16	金	平野	10:00~11:00	平野公民館
"	"	平久保	11:30~12:30	平久保集落センター
"	"	久宇良	13:30~14:30	久宇良公民館
"	"	明石	15:00~16:00	明石集落センター
2/19	月	伊原間	10:00~11:00	伊原間公民館
"	"	伊野田	11:30~12:30	伊野田公民館
"	"	星野	13:30~14:30	星野公民館
"	"	大里	15:00~16:00	大里公民館
2/20	火	野底	9:30~10:30	栄公民館
"	"	"	11:00~11:30	兼城公民館
"	"	"	11:40~12:30	多良間公民館
"	"	開南・於茂登	13:30~14:30	於茂登公民館
"	"	三和・川原	15:00~16:00	川原集落センター
2/21	水	米原・富野	10:00~11:00	米原公民館
"	"	大田・伊土名	11:30~12:30	吉原公民館
"	"	吉原・大嵩	13:30~14:30	崎枝公民館
"	"	崎	15:00~16:00	名蔵公民館
"	"	名蔵・嵩田		
2/22	木	川平	9:30~12:00	川平集落センター
2/23	金	白保	9:30~12:00	白保公民館
"	"	宮良	13:00~16:00	宮良公民館
2/26	月	平得	9:30~12:00	平得公民館
"	"	真栄里	13:00~16:00	真栄里公民館
2/27	火	大浜	9:30~12:00	大浜公民館
"	"	磯辺	13:00~16:00	磯辺公民館

磯辺は磯辺第1・第2団地を含める

月日	曜日	字名	時間	場所
2/28	水	登野城	9:00~15:00	登野城公民館
3/1	木	登野城	9:00~15:00	市青少年センター
3/2	金	登野城	9:00~15:00	大浜信泉記念館
"	"	八島町	9:00~15:00	"
3/5	月	登野城・八島町	9:00~16:00	石垣市役所正面玄関
3/6	火	大川	9:00~15:00	大川公民館
3/7	水	大川	9:00~15:00	石垣市役所正面玄関
3/8	木	大川	9:00~16:00	石垣市役所正面玄関
3/9	金	石垣	9:00~15:00	石垣公民館
3/12	月	石垣	9:00~15:00	石垣市役所正面玄関
3/13	火	石垣	9:00~16:00	石垣市役所正面玄関
3/14	水	新川	9:00~15:00	新川公民館
3/15	木	新川	9:00~15:00	双葉公民館
3/16	金	新川	9:00~15:00	県営真喜良第2団地集会所
3/19	月	新川	9:00~16:00	石垣市役所正面玄関
3/21	水	新栄町、美崎町、浜崎町	9:00~16:00	石垣市役所正面玄関
3/22	木	ケアハウスばすきなよ	13:30~14:00	ケアハウスばすきなよ
"	"	なごみの里	14:30~15:00	なごみの里
"	"	八重山厚生園	15:30~16:30	八重山厚生園
3/23	金	時間延長更新窓口	9:00~20:00	石垣市役所正面玄関
3/26	月	時間延長更新窓口	9:00~20:00	石垣市役所正面玄関
3/27	火	時間延長更新窓口	9:00~20:00	石垣市役所正面玄関

【問い合わせ】石垣市役所国保年金課 ☎2-8126

2月1日から 下水道の利用が始まりました

処理区域内は設備工事が必要になります



石垣市の市街地地区における公共下水道の利用が、2月1日から新栄町、美崎町、浜崎町で開始されました。公共下水道が完成し、住んでいる地区が処理区域になりますと、台所や浴室、洗濯などの汚水や雨水を道路の側溝や水路に流している場合、できるだけ早く公共下水道に直接流す排水設備を設置しなければなりません。直接、下水道に「くみ取り便所」は公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。処理区域内で「し尿浄化槽」を使用されている方は浄化層をやめて、公共下水道に直結した水洗トイレに改造していただくことになります。排水設備は建築物の所有者が行う
処理区域の各家庭では、水洗トイレへの改造や排水



排水設備は建築物の所有者が行う

管、ますなどの排水設備の工事は建築物の所有者に義務づけられています。借家人など、土地や建築物の所有者以外でも排水設備工事を行うことができます。この場合は建築物の所有者の同意が必要になります。工事は市が指定した工事店へ
排水設備工事は家の周りに排水管や汚水ます、雨水ますを設置し、くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事と水洗トイレへの給水管工事などを行うものです。水洗トイレにするときは、よく検討した上で市が指定した工事店と十分に話し合い、工事内容や費用を確認しましょう。

【問い合わせ】石垣市役所建設部下水道課 ☎ 2-1537

観光資源や商品の開発を進める

黒潮塾で八重山の可能性を探る

黒潮塾（主催：八重山広域市町村圏事務組合）では、物産や観光の振興に取り組んでいる方々を対象に、新たな観光資源づくり、特産品開発などを研究するため与那国島で講演会を開催します。

また、同島における観光施設や特産品加工施設を視察し、八重山圏域の産業発展の可能性を考えます。

講演会の講師は上地哲氏（オフィス太陽代表）です。なお、石垣市から講演会や視察研修に参加される方の旅費、宿泊費、食事代については自己負担（19,500円）となります。

【日時】3月10日（土） 【場所】与那国町（会場調整中）

【問い合わせ】八重山広域市町村圏事務組合 ☎ 3-7219
（担当：具志堅）

制服警察官の識別章を着用

警察刷新会議から緊急提言

八重山警察署では、2月から6月までの間に行われる「識別章」の着用について、市民からの感想や要望を「はがき」「手紙」等で寄せられているよう呼びかけています。

「識別章」の着用は、警察刷新会議から出された「警察刷新に関する緊急提言」の具体的な取組として定められた「警察改革要綱」に盛り込まれたものです。

この取組の主な目的は職務執行における責任の明確化を図るため、県内では八重山警察署をはじめ6警察署で行われます。



【問い合わせ】沖縄県警察本部 警務課識別章担当係
〒900-0021那覇市泉崎1-2-2
八重山警察署 警務課 ☎ 2-0110
石垣市美崎町

下水道工事の設置者

例-1



土地所有者(A)、建築物所有者(A)、居住者(A)が同一の場合……設置者は(A)

例-2



建築物所有者(B)と居住者(B)が同一で、土地所有者(A)が異なる場合……設置者は(B)

例-3



土地所有者(A)、建築物所有者(B)、居住者(C)がそれぞれ異なる場合……設置者は(B)